

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 富田・竹原

(電話) 06-6949-6439

令和5年3月13日

叡山電鉄株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可について

叡山電鉄株式会社より令和5年2月10日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、本日（令和5年3月13日）付けで認可しましたのでお知らせいたします。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされております。また、審査にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを確認のうえ、申請のとおり認可といたしました。

1. 申請者

申請者名：叡山電鉄株式会社

代表者：取締役社長 豊田 秀明

所在地：京都府京都市左京区山端壱町田町8番地の80

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

叡山本線（出町柳 — 八瀬比叡山口）5.6 km

鞍馬線（宝ヶ池 — 鞍馬）8.8 km

3. 申請の概要

- 年間輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の流行や、令和2年7月豪雨で鞍馬線貴船口駅付近に土砂災害が発生し一部区間が長期間運休となったこと等により、令和2年度にはピーク時の約4割減となる4,546千人まで減少した。
- 今後も生産年齢人口の減少やテレワークの浸透により輸送人員の減少が見込まれる。
- 一方で、エネルギー価格の高騰等による費用の増加に加え、昨今激甚化している自然災害への対応等、安全・安心な鉄道輸送を引き続き提供していくために、適切な投資と設備の更新を行っていく必要がある。
- 以上から、現在も実施している費用削減における取り組み等を継続することを前提に、健全な鉄道事業運営を行うために運賃改定を実施するもの。
- 今回の認可では、令和10年3月31日までの期限を設け、運賃改定後の令和5年度から3年間（令和7年度まで）の総収入と総括原価の実績を確認することとする。

(申請内容)

① 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

○普通旅客運賃（大人）

区数	現行運賃	申請運賃
1区	210円	220円
2区	270円	280円
3区	340円	350円
4区	380円	410円
5区	430円	470円

・平均改定率：5.742%

○通勤定期旅客運賃（大人・1か月）

キロ程	現行	申請
キロ	円	円
1キロまで	5,450	5,750
1キロ超 2キロまで	6,310	6,660
2キロ超 3キロまで	7,180	7,570
3キロ超 4キロまで	8,050	8,480
4キロ超 5キロまで	8,920	9,390
5キロ超 6キロまで	9,560	10,060
6キロ超 7キロまで	10,190	10,730
7キロ超 8キロまで	10,830	11,400
8キロ超 9キロまで	11,430	12,040
9キロ超 10キロまで	12,040	12,680
10キロ超 11キロまで	12,650	13,320
11キロ超 12キロまで	13,250	13,960
12キロ超 13キロまで	13,860	14,600

・平均割引率：46.772%（現）→46.573%（申）

・平均改定率：5.357%

○通学定期旅客運賃（大人・1か月）

キロ程	現行	申請
キロ	円	円
1キロまで	3,450	3,620
1キロ超 2キロまで	4,080	4,290
2キロ超 3キロまで	4,720	4,960
3キロ超 4キロまで	5,360	5,630
4キロ超 5キロまで	5,990	6,300
5キロ超 6キロまで	6,430	6,760
6キロ超 7キロまで	6,860	7,220
7キロ超 8キロまで	7,300	7,680
8キロ超 9キロまで	7,730	8,120
9キロ超 10キロまで	8,150	8,560
10キロ超 11キロまで	8,560	9,000
11キロ超 12キロまで	8,980	9,440
12キロ超 13キロまで	9,400	9,880

・平均割引率：65.518%（現）→65.005%（申）

・平均改定率：5.288%

※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額（10円未満の端数は切り上げ）

② 収入原価総括表

(単位：千円、%)

年度	2019 (令和 1)	2021 (令和 3)	2023~2025 (令和 5~7)	
	実績	実績	現行	申請
収入	1,494,020	1,071,855	4,027,404	4,240,158
原価	1,415,178	1,167,599	4,210,012	4,206,499
配当所要額	62,012	4,128	123,100	123,100
差引損益	16,830	▲99,872	▲305,708	▲89,441
収支率	101.1	91.5	92.9	97.9

4. 改定実施予定日：令和5年4月1日

〈参考〉

○ 鉄道事業法 第16条

- 1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3～5 (略)

配付先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ